

法人キャッシュカード（普通預金）規定

1【カードの利用】

- (1) 普通預金について発行した法人キャッシュカード（以下「カード」といいます。）は当該普通預金口座について、次の場合に利用することができます。ただし、カードによっては利用できない場合があります。

当行および当行がオンライン自動入金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）の自動入金機（自動入出金機を含みます。以下「入金機」といいます。）を使用して普通預金（以下「預金」といいます。）に預入れる場合。

当行および当行がオンライン自動出金機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「出金提携先」といいます。）の自動出金機（自動入出金機を含みます。以下「出金機」といいます。）を使用して預金を払戻す場合。

当行の自動振込機（振込を行うことができる自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して預金を振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合。

その他当行が定めた取引を行う場合。

- (2) カードは、当行および入金提携先・出金提携先所定の時間帯に限り利用することができます。

2【カードの所有権、譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) カードの所有権は、当行に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。
- (2) カードを、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

3【入金機による預金の預入れ】

- (1) 入金機を使用して預金に預入れる場合には、入金機の画面表示等の操作手順に従って、入金機にカードまたは通帳（または当行所定の出入表）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 入金機による預入れは、入金機の機種により当行（入金提携先の入金機使用の場合は、その入金提携先）が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行（入金提携先の入金機使用の場合は、その入金提携先）が定めた枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 前記(1)のうちカードによる預入れ操作後に預入れ金額を表示したご利用明細が必要な場合は、あらかじめ当行に申し出てください。この場合、当行はご利用明細を保管するための専用通帳を発行しますので、ご利用明細を綴り込んで保管してください。

4【出金機による預金の払戻し】

- (1) 出金機を使用して預金を払戻す場合には、出金機の画面表示等の操作手順に従って、出金機にカードと通帳あるいはカードのみを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書および通帳の提出を不要とします。
- (2) 出金機による払戻しは、出金機の機種により当行（出金提携先の出金機使用の場合は、その出金提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行（出金提携先の出金機使用の場合は、その出金提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行が定めた金額の範囲内（書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします（この1日あたりの払戻可能な金額にかかわらず、1日あたりの払戻可能な金額から、ジェイデビットカード取引規定にもとづいて払戻された金額を差し引いた金額を上限とします。）。
- (3) 出金機による払戻しをする場合に、払戻金額と後記7の出金手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

5【振込機による振込】

- (1) 振込機を使用して預金を振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、払戻請求書および通帳の提出を不要とします。
- (2) 振込機による振込は、振込機の機種により当行が定めた金額単位とし、1回あたりの振込は、当行が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込(「Pay-easy(ペイジー):税金・各種料金の払込サービスATM取引規定」による払込を含みます。)は当行が定めた金額の範囲内(書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。)とします。
- (3) 振込機を使用して振込を依頼する場合に、振込金額と後記7の出金手数料金額、および後記8の振込手数料金額との合計額が、預金を払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。

6【入金手数料】

入金機を使用して預金に預入れる場合には、当行および入金提携先所定の入金機利用に関する手数料(以下「入金手数料」といいます。)を、預金の預入れ時に払戻請求書および通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、入金提携先の入金手数料は、当行から入金提携先に支払います。

7【出金手数料】

出金機または振込機を使用して預金を払戻す場合には、当行および出金提携先所定の出金機・振込機利用に関する手数料(以下「出金手数料」といいます。)を預金の払戻し時に払戻請求書および通帳の提出なしに当該預金口座から自動的に引落します。なお、出金提携先の出金手数料は、当行から出金提携先に支払います。

8【振込手数料】

振込機を使用して振込を依頼する場合には当行所定の振込手数料を、振込資金の払戻し時に払戻請求書および通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。

9【複数のカードを発行する場合】

- (1) 当行が認めた場合には、同一の預金口座について複数のカードの発行を依頼することができます。その場合には、届出の代表者は使用する者の氏名および暗証を当店に届出てください。この場合、当行は複数のカードを発行します。
- (2) 複数のカードを発行する場合のそれぞれのカードの利用についても、この規定を適用します。

10【カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入】

カードにより預入れた金額、払戻した金額(振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じ)、入金手数料金額、出金手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の入金機、出金機、振込機および通帳記帳機で使用されたときまたは当行国内本支店の窓口へ提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合の通帳記入についても同様とします。

11【カードの喪失、届出事項の変更等】

- (1) カードを失ったとき、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届出の前に、カード喪失等の通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。なお、この場合にもすみやかに本人から当行所定の書面によって当店に届出てください。
- (3) 名称、複数のカードを発行した場合の使用者、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の書面によって当店に届出てください。この場合、カードもあわせて提出してください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、本人は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

12【暗証照合等】

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は同一番号、連続番号など他人に知られやすい番号を避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないようにしてください。
- (2) 当行がカードの電磁的記録によって、出金機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金を払戻したうへは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行、入金提携先および出金提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。
- (3) 当行国内本支店の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に記入または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認し、取扱いました場合にも、前記(2)と同様とします。

13【入金機・出金機・振込機故障時等の取扱い】

- (1) 停電、故障等により入金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でカードにより預金に預入れることができます。
- (2) 停電、故障等により出金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が出金機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。なお、出金機提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前記(2)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうへ、カードとともに提出してください。なお、通帳を持参しているときは通帳もあわせて提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、前記(2)、(3)によるほか、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口で振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。

14【入金機・出金機・振込機の誤入力等】

入金機・出金機・振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力またはこれらの機器の誤操作等により発生した損害については、当行、入金提携先および出金提携先は責任を負いません。

15【解約、カードの利用停止等】

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、カードの利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。ただし、 の場合は、当行の窓口において当行所定の本人確認資料等の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

前記2(2)に違反したとき

普通預金規定により、預金口座の預金取引が停止されたとき

預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

15の2【カード利用有効期限等】

- (1) 当行は、カードの有効期限を定めることができますものとします。カードの有効期限までに前記15に定める預金口座の解約およびカードの利用停止等がない場合には、有効期限を更新した新たなカードを発行します。この場合、当行所定のカード発行手数料を支払うものとします。
- (2) カード発行手数料は払戻請求書および通帳の提出なしに、カードの発行された当該預金口座から自動的に引落とし、支払われたカード発行手数料は理由の如何を問わず返還しません。カード発行手数料の引落としができないときは、カードの利用をおことわりすることがあります。この場合、当行の請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) カードの有効期限およびカード発行手数料を定め、またこれを変更する場合には後記18に定める方法により行います。

16【カード利用の制限】

カードと通帳による取引方法を選択している場合は、カードでの預金の払戻しおよび振込には、必ず、カードと通帳をご使用ください。カードのみによる払戻し、および振込には応じられません。

17【規定の適用】

この規定に定めのない事項については、普通預金規定および振込規定その他カード利用にかかる当行の定める取引の規定により取扱います。

18【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項および前記15(3) にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1) の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上